青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について (通知)

青少年健全育成条例(昭和35年宮城県条例第13号)第18条第1項の規定により、次の図書類が青少年に有害な図書類として指定(個別指定)されました。

指定告示年月日 令和5年11月17日 告示番号 宮城県第705号				
番号	種類	図書類の名称	雑誌コード等	発行所
1	書籍	芸能界絶品悩殺SEXYショット大 解放SP	I S B N 9 7 8 - 4 - 8 6 7 1 4 - 9 1 9 - 5	株式会社ブレインハウス
2	書籍	特ダネTABOO!47実りの美女 大豊作号	I S B N 9 7 8 - 4 - 8 9 2 1 2 - 7 1 2 - 0	株式会社インテルフィン
3	雑誌	裏モノJAPAN12月号 202 3	雑誌 01805-12	株式会社鉄人社
4	雑誌	アサ芸Secret! Vol.8 4	雑誌 20018-11/1	株式会社徳間書店
5	雑誌	実話ナックルズGOLD Vol. 34	雑誌 68549-07	株式会社大洋図書
6	雑誌	ナックルズ極ベスト vol.36	雑誌 68549-13	株式会社大洋図書
7	雑誌	実話BUNKA超タブー2023 11月号	雑誌 05159-11	株式会社コアマガジン
8	書籍	人気女優&アイドル激レアお宝大暴 露スペシャル	I S B N 9 7 8 - 4 - 8 6 7 1 4 - 9 2 0 - 1	株式会社ブレインハウス
9	雑誌	カネを出せ!!背筋に感じる凶悪犯の吐息	雑誌 53456-37	株式会社コアマガジン
10	雑誌	週刊実話ザ・タブー週刊実話増刊1 2月5日号	雜誌 20327-12/5	株式会社日本ジャーナル出版

図書類の内容が、1、2の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、3から8の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められます。

- 1 有害図書類を青少年(18歳未満の者)に販売し、貸与し、視聴等させたりしてはいけません。
- 2 有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、一般の図書類と明確に区分(不透過性の仕切り版の設置や間仕切り内への配置等)し、見やすい箇所に有害図書類である旨の表示(「成人コーナー」であることや18歳未満の方は閲覧、購入等できない等)をしなければなりません。
- 3 有害図書類を自動販売機等に収納してはいけません。
- 4 既に収納されている図書類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。
- 5 卑わいな姿態や性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの割合が高い場合(総ページの20%以上)等には、個別に指定を受けるまでもなく、青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、有害図書類として指定(包括指定)されますので、十分に内容を確認のうえ、該当する図書類については、個別指定された図書類と同様に取り扱ってください。
- ※ これらに違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられることがあります。